

多久小城医療企業団 障害者活躍推進計画

機関名	多久小城医療企業団
任命権者	企業長 香月 正則
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）
多久小城医療企業団における障害者雇用に関する課題	多久小城医療企業団は令和 7 年 7 月に設立されているが、企業団設立時点の障害者の法定雇用率は未達成となっている。 このため、令和 8 年度～令和 12 年度を計画期間とする障害者採用計画を作成、積極的な採用活動を行うとともに障害者のある職員の能力を有効に発揮できる体制整備や各種取組を進めることが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年 6 月 1 日時点） （参考）令和 8 年 6 月 1 日時点：0.00% （評価方法）毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年 of 任免状況通報時に人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制の整備	
（１）組織面	・ 障害者雇用推進者として事務部長を選任する。 ・ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ・ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
（２）人材面	・ 障害者が配置されている職場の職員を中心に厚生労働省や佐賀労働局、佐賀公共職業安定所等が開催するセミナー、講習会への参加を促す。

2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	・今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、必要に応じて年1回程度、組織内アンケートや面談等を活用した職務の選定及び創出について積極的な取り組みを行う。 ・組織内において定期的に面談を行い、必要に応じて検討を行う。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	・新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ・なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4.その他	
	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。